

## 御所市低入札価格調査制度に係る取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、御所市が実施する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を実施するために必要な事項を定め、もってダンピングの防止及び公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

### (定期)

第2条 この要領において、「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するための調査をいう。

2 この要領において、「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。

3 この要領において、「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

4 この要領において、「評価値」とは、御所市総合評価落札方式実施要領(以下「総合評価実施要領」という。)第8条に規定する評価値のことをいう。

### (低入札価格調査対象工事)

第3条 低入札価格調査の対象工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用する工事
- (2) その他発注者が必要と認めた工事

### (調査基準価格の認定及び算定)

第4条 低入札価格調査対象工事には、調査基準価格を設定するものとする。

2 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、事業担当課長が算定するものとする。

3 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合算額(以下「調査基準比較価格」という。)に、110分の100を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。なお、調査基準比較価格は1000円未満を切り捨てた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

4 事業担当課長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額と予定価格に10分の7.5を乗じて得た額の範

団内で、調査基準価格を算定することができる。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、次に掲げる事項を入札公告に記載し、入札参加者への周知を図るものとする。

- (1) 低入札価格調査を採用すること。
- (2) 調査基準価格を設定し、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行うこと。
- (3) 調査対象者は、落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、入札執行者が定める期限までに、第7条に定める書類を提出しなければならないが、期限までに提出がなかった場合は失格となること。(期限は、開札日の翌日(その日が御所市の休日を定める条例(平成元年御所市条例第3号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降の直近の休日でない日)の午前9時から午後5時までとする。)
- (5) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者は、聞き取り調査及び資料の提出に協力しなければならないが、この聞き取り調査及び資料の提出に応じない場合は失格となること。
- (6) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者との契約に係る前金払の額は、請負代金額の10分の2以内とすること。
- (7) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となり、契約保証金を支払われない場合又は契約保証を受けられない場合は、契約は締結できないものであること。
- (8) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約する場合においては、主任(監理)技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めること。
- (9) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、下請金額にかかわらず、下請契約に係る契約書等の写し、施工体制台帳及び施工体系図を提出しなければならないこと。また、工事施工中及び工事完了後、施工体制台帳の内容等について調査及びヒアリングを実施する場合があること。
- (10) 低入札価格調査時の積算内訳と工事完了後の実績を対比するため、調書を提出しなければならないこと。
- (11) 下請代金の不払いがないか、支払期間が不適切でないか等を調査するため、調査及びヒアリングを実施する場合があること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者又は立会人に対して「保留」と宣言し、低価格入札者に対して、低入札価格調

査を実施する旨を告げ、期限を示し、別紙1に定める書類の提出を指示するものとする。

なお、低価格入札者のうち評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより、聞き取り調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる。）を決定するものとする。

2 入札執行者は、低価格入札者以外の者に対し、低入札価格調査により、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。

3 入札執行者は、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、入札終了後直ちに第8条に定める御所市低入札価格調査委員会にその旨を報告し、開札録の写し及び全ての入札者から入札時に提出された見積根拠資料を送付するものとする。

（低入札価格調査の調査事項）

第7条 低入札価格調査は次に掲げる事項について実施するものとし、調査の実施方法はこの要領に定めるもののほか御所市低入札価格調査制度マニュアルによるものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 契約対象工事箇所及び調査対象者の事務所、倉庫等との関連
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材の調達に関する事項
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及びその発注者等
- (10) 建設副産物等に関する事項
- (11) 品質確保体制に関する事項
- (12) 安全衛生管理体制に関する事項
- (13) 調査対象者が受注した本市発注工事を含む公共工事の成績状況
- (14) 調査対象者の経営内容及び経営状況
- (15) 調査対象者の信用状態
- (16) その他の必要な事項

（低入札価格調査の実施）

第8条 低入札価格調査は、御所市低入札価格調査委員会（以下「低入委員会」という。）が行う。

- 2 低入委員会の委員及び会議については、総合評価実施要領第3条を準用する。
- 3 低入委員会の庶務は、企画部管財課において行う。
- 4 入札執行者は、低価格入札者から提出のあった別紙1に定める書類を速やかに

低入委員会に送付するものとする。

5 低入委員会は、入札執行者から送付のあった書類に基づき、速やかに低入札価格調査を実施する。

(低入札価格調査後の落札者の決定)

第9条 低入委員会は、調査対象者の入札価格により契約の 내용에 適合した履行がされると認められる場合、入札執行者にその旨を通知する。

2 入札執行者は、前項の通知を受けたときは直ちに御所市建設工事総合評価審査委員(以下「総合評価審査委員会」という。)を開催し落札を決定するものとする。

また、調査対象者に対して落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。

3 低入委員会は、調査対象者の入札価格により契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、入札執行者にその旨を通知するものとする。

4 入札執行者は、前項の通知を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者。(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札を行った場合は、第7条以降と同様の手続を行った上で、落札者を決定するものとし、この場合には、複数の低価格入札者について並行して聞き取り調査を行うことができるものとする。

5 入札執行者は、次順位者を落札者とした場合、次に掲げる通知を行うものとする。

(1) 当該落札者には、落札決定等の通知

(2) 調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知

(3) その他の入札者に対し、落札決定を行った旨の通知

(低入委員会による契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると判定する基準)

第10条 低入委員会による契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると判定する基準低入委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合(第1号から第5号までについては、別紙2(失格判断基準)に該当する場合)には、契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者(第9条第4項ただし書の規定により、次順位者が低入札価格調査の対象となった場合の次順位者を含む。)を失格とする。

(1) 低入札価格調査に協力しない場合

(2) 設計仕様等に適合しない場合

(3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合

(4) 建設副産物の処理が適正でない場合

(5) 法令違反、契約上の基本事項違反等があると認められる場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認

められる場合

2 前項の基準のほか、低入委員会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

(低入札価格調査時の積算、工事完了後の実績対比調査等)

第 11 条 調査対象者で請負業者となった者(以下「請負業者」という。)は、工事完了後、速やかに低入札価格調査時の積算と工事完了後の実績とを対比する調書(別紙3)を監督員に提出しなければならない。

2 監督員は、必要があると認められる場合は、工事完了後、速やかに下請代金の不払いがないか、支払期間が不適切でないか等に関し、請負業者及び下請業者の双方から聞き取り調査を行うことができる。

3 監督員は、前二項の規定による調査等により必要と認められる場合は、請負業者に対して、適切な指導を行うものとする。

4 請負業者が前項の指導に従わないときには、監督員は、次の各号に掲げるいずれかの措置を行うとともに、審査会に報告し、必要があると認められる場合は内容を公表するものとする。

(1)口頭による注意

(2)文書による注意

(その他)

第 12 条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則(施行期日)

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

令和元年 10月 1日 一部改正

令和4年 8月31日 一部改正